

令和3年6月

富士市農業委員会会議議事録

1.開催日時 令和3年6月10日(木) 午前 9時30分から 10時15分

2.開催場所 富士市役所庁舎8階 政策会議室

3.出席委員

農業委員会会長 17番 渡邊 萬里
農業委員会会長職務代理者 12番 勝又 匠

委員

1番 望月 稔
2番 小林 由朋
3番 町田 玉江
4番 荻田 丈仁
5番 時田 修治
6番 佐野 孝則
8番 笹古 時男
11番 長尾 忠
13番 佐藤 正職
15番 鈴木 恵一
16番 安藤 公男
18番 涌田 充尚

4. 欠席委員

9番 池野 保
10番 新舟 進
14番 藤田 博史
19番 伊藤 博

5. 議事

(1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について

6.農業委員会事務局職員

事務局長 勝又 猛
統括主幹 栗田 宗明
主幹 野村 昌寛
主査 太田 久

会長

まず、議事に先立ちまして、会長より議事録署名人を指名いたしますが、会長より指名しても、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないと認め11番長尾 忠君、13番佐藤 正職君の両名を本日の会議の議事録署名人に指名致します。

次に、本日の会議書記につきまして、農業委員会事務局職員の太田主査を指名いたします。

それでは議事に入ります。
議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」ですが、これにつきましては先に配布してあります富士市農業委員会会議議案により審議を進めます。

お手元の議案の3ページ、議第19号 農地法第3条の規定による許可決定についての審査から、報第31号 相続税の納税猶予にかかる特例農地等の利用状況確認書についてまでの、計7件を順に議題に供します。
事務局に朗読させます。

事務局 (事務局議案3ページ「議題」朗読)

会長 最初に、議案5ページの議第19号 農地法第3条の規定による許可決定について、審議をお願いします。
鷹岡地区12番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案5ページ鷹岡地区12番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地は三ツ沢公会堂から西に100mくらいのところにあります。譲渡人は高齢で、最近では体調もあまり良くないことから耕作管理が難しくなってきました。お子さんはいらっしゃいますが、富士市外に在住しており、やはり管理が難しいことから、今後のことも考え、処分を検討していたところ、近くで耕作を行っている譲受人と話がまとまったため、今回の申請に至ったとのこと。現地を確認したところ、きちんと管理されていました。何ら問題ないかと思っておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 鷹岡地区12番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
鷹岡地区12番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長 次に、鷹岡地区13番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案5ページ鷹岡地区13番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)	申請地は鷹岡中学校の東側を通る主要地方道一色久沢線を北に進み、新東名高速道路と交差するあたりから南に200mほどのところの東側にあります。申請地に隣接する農地で、平成30年8月に今回と同じ譲渡人・譲受人での農地法第3条が許可されており、今回の申請地はその際の申請から漏れていたため、追加で贈与を行いたいとのことで申請されています。現地を確認したところ、畑としてきちんと管理されていました。何ら問題ないかと思しますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
会長	次に、事務局から補足説明願ひます。
事務局	本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	鷹岡地区13番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 鷹岡地区13番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
会長	次に、今泉地区14番について、事務局から説明願ひます。
事務局	(事務局議案5ページ今泉地区14番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は広見商店街の通りを東に進み、富士見台の方に向かって進められている市の計画道路の開通しているところの終点、これから工事が行われる場所のすぐ南側にあります。譲受人は申請地のすぐ南側で造園業も行っている方です。今回土地の権利関係を整理したところ、譲受人が以前から小作しており、その小作権と所有権を交換するため今回の申請に至ったとのことです。現地を確認したところ、譲受人が植木畑として利用しているとのことで、若干うっそうとした感じでした。何ら問題ないかと思しますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
会長	次に、事務局から補足説明願ひます。
事務局	本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	今泉地区14番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 今泉地区14番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
以上で農地法第3条の規定による許可決定の審議を終わります。

会長 次に、議案6ページの議第20号 農地法第4条第1項の規定による許可決定について、審議をお願いします。
大洲地区3番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案6ページ大洲地区3番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地は主要地方道富士白糸滝公園線沿いにある富士本西町公会堂から南に600mほどのところを少し西に入ったところです。申請人は以前申請地の西側の住宅に住んでいた方です。現在その住宅には親族の方がお住まいですが、住宅を建て直す関係で調べたところ、進入路の一部の地目が畑のままであることが判明したことから今回の申請に至ったとのこと。現地を確認したところ、すでに住宅への進入路となっており、隣接農地への影響も無いと思われ。何ら問題ないかと思しますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、生産力の低い農地であることから第2種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 大洲地区3番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
大洲地区3番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
以上で農地法第4条第1項の規定による許可決定についての審議を終わります。

会長 次に、議案7ページの議第21号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について、審議をお願いします。
岩松地区19番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案7ページ岩松地区19番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地は岩本山公園の入り口から北に600mほどのところにあります。譲渡人は農地としての管理ができないことから売却を希望していました。譲受人は建設業を行っている法人で、申請地を資材置場として使用したいとして申請されています。現地を確認したところ、何年も耕作していない耕作放棄地でした。申請地の上段も譲受人の管理地であり、何ら問題ないかと思。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、生産力の低い農地であることから第2種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	岩松地区19番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 岩松地区19番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で農地法第5条第1項の規定による許可決定についての審議を終わります。
会長	次に、議案8ページの議第22号 非農地証明申請書の審議について、審議をお願いします。 大淵地区10番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案8ページ大淵地区10番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は中野の交差点から北東に900mくらいのところにあります。申請者は申請地の西側で工務店を営んでいる方です。宅地をお子さんに贈与し、そこに住宅を建てようとして計画したところ、一部に地目が畑の部分がかかっていることが判明し、今回の申請に至ったとのこと。現地を確認したところ、石積みがされていて、隣接する宅地と一体となっていました。何ら問題ないかと思っておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
会長	大淵地区10番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 大淵地区10番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
会長	次に、大淵地区11番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案8ページ大淵地区11番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)	<p>申請地は主要地方道富士白糸滝公園線、通称大淵街道沿いにある大富士病院から西に700mほどのところにあります。住宅を建て直すために、地目を確認したところ、農地のままであることが判明し、今回の申請に至ったとのこと。現地を確認したところ、住宅が2棟建っていました。南側の建物は比較的きれいでしたが、北側の建物は古く、また周辺は草が伸びていました。農地への復元はできないと思いますので、問題ないかと思います。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>大淵地区11番についてご質問ございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>質疑ございませんので、裁決に移ります。 大淵地区11番についてご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。</p>
会長	<p>次に、北部地区12番について、事務局から説明願ひます。</p>
事務局	<p>(事務局議案8ページ北部地区12番 朗読)</p>
会長	<p>それでは、担当委員より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>担当の藤田委員が欠席されていますので、事務局より報告いたします。 申請地は主要地方道富士富士宮由比線と主要地方道富士裾野線が交差する今宮の交差点から北に900mほど進んだところに大富士ゴルフクラブがありますが、そこから東に900mほどのところにあります。現地を確認したところ、車がすれ違えない細い林道を進んだ先で、周辺一帯が山林となっていました。農地への復元は困難であり、周辺農地への影響も無いことから問題ないかと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>北部地区12番についてご質問ございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>質疑ございませんので、裁決に移ります。 北部地区12番についてご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で非農地証明申請書の審議についての審議を終わります。</p>
会長	<p>次に、議案9ページの議第23号 農業委員会等に関する法律に基づく審議について、審議をお願いします。 事務局から説明願ひます。</p>
事務局	<p>(事務局議案9ページ 朗読)</p>
会長	<p>事務局からの説明が終わりました。 このことにつきまして、ご質問等ございますか。</p>

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
農業委員会等に関する法律に基づく審議についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
以上で農業委員会等に関する法律に基づく審議について、審議を終わります。

会長

次に議案10ページからの報告案件について、事務局から説明願います。

事務局

はじめに議案10ページをご覧ください。
報第30号 農地返還通知書の受理についてですが、これは双方同意の上、届出を行えば使用貸借の解約ができますので、受理したことをご報告いたします。件数4件。
次に議案13ページをご覧ください。
報第31号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書についてですが、これは20年を経過するにあたり、特例農地の利用状況について、現地を確認し、農地であったことをご報告いたします。件数2件。
今月の報告案件については以上です。

会長

次に、議案4ページの専決報告について事務局より報告させます。

事務局

(事務局議案4ページ「専決報告」朗読)

会長

以上で、議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」を
終わりとします。

以上で議事はすべて終了しました。

令和3年6月10日

農業委員会会長

同委員

同委員